

資料 1 : 履修モデルの例示

a. エネルギー・アナリティクス&政策

- 必修科目 2 単位 : エネルギー市場演習及びエネルギー・アナリティクス実践演習
- 専門科目 16 単位 (以下には 2 つのモデルケースをあげる)
- 選択科目 4 単位 : 基本科目及び専門科目 (資料 4 参照)
- 必修科目 8 単位 : 専門研究科目
- 合計 30 単位

モデルケース 1 : エネルギー産業において上流企業 (生産系) のアナリストや中流企業 (貿易・流通系) の市場アナリストを目指す。

主プログラム		副プログラム	
エネルギーと環境政策	10 単 位	Islamic Political Economy(2)	6 単 位
エネルギー経済史		Islamic Law of Transactions	
エネルギーとデジタル戦略		イスラーム経済学	
タイムシリーズアナリシス		イスラーム世界論	
エコノメトリクス		イスラーム金融・銀行	
契約理論			
産業組織論			
ミクロ経済学			
ゲーム理論			
国際経済学			

※(2)は 2 単位科目, その他は 1 単位科目

このモデルは副プログラムをイスラーム金融・経済学とし, 主プログラムでは定量的分析力を養い, 副プログラムでは地政学も含めた定性的な分析力を養うことを目標にする。

モデルケース 2：エネルギー産業において下流企業（販売系）のサプライチェーン職を目指す。

主プログラム		副プログラム	
エネルギーとデジタル戦略	11 単 位	経営戦略	5 単 位
エネルギーと環境政策		マーケティング論	
エネルギー経済史		グローバル・マネジメント	
マクロ経済学		グローバルビジネスマネジメント	
ミクロ経済学		グローバルサプライチェーンマネジメント	
国際経済学			
エコノメトリクス			
タイムシリーズアナリシス			
ゲーム理論			
契約理論			
産業組織論			

以上の2つの例はクロスオーバー・パターン1のケースである。

b. イスラム金融・経済学

- 必修科目 2 単位：イスラム金融分析演習及びイスラムファイナンス演習
- 専門科目 16 単位（以下には2つのモデルケースをあげる）
- 選択科目 4 単位：基本科目及び専門科目（資料4参照）
- 必修科目 8 単位：専門研究科目
- 合計 30 単位

モデルケース 1：イスラム経済圏でビジネス展開を行う企業の企画職を目指す。

主プログラム		副プログラム	
Islamic Political Economy(2)	10 単 位	国際経済学	6 単 位
Islamic Law of Transactions		マクロ経済学	
ファイナンス		ミクロ経済学	
コーポレート・ファイナンス		エコノメトリクス	
Islamic Capital Markets(2)		ゲーム理論	
イスラーム経済学		契約理論	
イスラーム世界論			
イスラーム金融・銀行			

このモデルでは主プログラムをイスラム金融・経済学とし副プログラムをエネルギー・アナリティクス&政策としているが、伝統的な経済学を中心とした理論分析力を養うことを目標に副プログラムとして定めている。主プログラムと副プログラムを替えた場合に必ずしも一緒にはならない。

モデルケース 2：イスラム経済との経済協力についてシンクタンク系機関のアナリストを目指す。

主プログラム		副プログラム	
Islamic Political Economy(2)	10 単 位	開発経済学	6 単 位
Islamic Law of Transactions		国際関係論	
経済思想史		政策過程論	
経済理論史		国際金融論	
イスラーム金融・銀行		国際金融機関論	
イスラーム経済学		東南アジア経済	
イスラーム世界論			
Islamic Capital Markets(2)			

以上の2つの例はクロスオーバー・パターン1のケースである。

c. 都市ビジネスデザイン

- 必修科目 2 単位：都市ビジネスデザイン演習及びコミュニティカフェ実践演習
- 専門科目 16 単位：(以下にモデルケースをあげる)
- 選択科目 4 単位：基本科目及び専門科目 (資料 4 参照)
- 必修科目 8 単位：専門研究科目
- 合計 30 単位

モデルケース：都市型スモールビジネスの起業を目指す。

主プログラム		副プログラム	
オペレーションズリサーチ	10 単 位	経済立地論	6 単 位
企業倫理		観光政策	
経営学史		経済地理学	
経営情報システム		公益事業論	
ビジネスモデル		中心市街地活性化	
シェアリングエコノミー		都市政策	
エリアマネジメント			
スタートアップ論			
観光と地域活性化			
サービスマネジメント論			

以上の例はクロスオーバー・パターン 1 のケースである。このモデルは、都市のライフスタイルや立地や環境を考慮した起業家や、それを育む環境整備を行う行政の専門職のモデルでもあるが、以下に示すモデルとは異なる。

d. 都市・地域と交通

- 必修科目 2 単位：地域解析演習、まちづくり演習、交通統計解析演習、交通計画策定演習の中から 2 選択
- 専門科目 16 単位：(以下にモデルケースをあげる)
- 選択科目 4 単位：基本科目、専門科目 (資料 4 参照) 及び実践演習科目
- 必修科目 8 単位：専門研究科目
- 合計 30 単位

モデルケース：政府地方自治体等の官公庁でまちづくりを専門とする調査研究職を目指す。

主プログラム		副プログラム	
経済立地論	12 単 位	経営情報システム	4 単 位
観光政策		ビジネスモデル	
環境政策		シェアリングエコノミー	
経済地理学		エリアマネジメント	
交通政策			
社会政策			
地域産業論			
地域福祉論			
地方財政論			
中心市街地活性化			
都市政策			
防災論			

これはクロスオーバー・パターン2に近く、実際に地域交通やまちづくりの研究を深めるために博士後期課程へ進学している。

e. 会計・税法・企業コンサルティング

- 必修科目 2 単位：租税法実務演習(2)
- 専門科目 16 単位：(以下にモデルケースをあげる)
- 選択科目 4 単位：基本科目及び専門科目 (資料4参照)
- 必修科目 8 単位：専門研究科目
- 合計 30 単位

このプログラムは税理士資格試験の会計科目の受験において一部免除のために履修制限があるため主プログラムが多くなるケースである (クロスオーバー・パターン2)。また、科目の単位数にも規定があり 2 単位科目がある。

モデルケース：税理士・公認会計士を目指す。

主プログラム		副プログラム	
会計学原理	14 単 位	経営情報システム	2 単 位
簿記原理		ビジネスモデル	
財務会計論			
管理会計論			
原価計算論			
監査論			
消費税法(2)			
比較会計論			
経営分析			
所得税法(2)			
法人税法(2)			

f. グローバルビジネスマネジメント

- 必修科目 2 単位：グローバルビジネスイノベーション演習及びグローバルサプライマネジメント実践演習
- 専門科目 16 単位：(以下にモデルケースをあげる)
- 選択科目 4 単位：基本科目及び専門科目 (資料 4 参照)
- 必修科目 8 単位：専門研究科目
- 合計 30 単位

モデルケース：一般企業におけるマネージャーを目指す。

主プログラム		副プログラム	
経営管理	10 単 位	オペレーションズリサーチ	6 単 位
経営戦略		企業倫理	
人的資源管理		経営学史	
マーケティング論		経営情報システム	
イノベーション・マネジメント		ビジネスモデル	
グローバル・マネジメント		観光と地域活性化	
サービス・イノベーション			
組織開発			
グローバルビジネスマネジメント			
グローバルサプライチェーンマネジメント			

これはクロスオーバー・パターン1のケースである。ここでは起業家と異なり企業の管理部門を意識したモデルである。

g. グローバル政治経済

- 必修科目 2 単位：グローバル政治経済演習(2)
- 専門科目 16 単位：(以下にモデルケースをあげる)
- 選択科目 4 単位：基本科目及び専門科目 (資料4参照)
- 必修科目 8 単位：専門研究科目
- 合計 30 単位

このプログラムは経済学の大学院レベルの基礎を多く含み、広範囲の経済ブロックについて学修することが望ましいため主プログラムが多くなるケースである(クロスオーバー・パターン1)。

モデルケース：政府・官公庁の研究職及び他大学の博士後期課程進学を目指す。

主プログラム		副プログラム	
開発経済学	13 単 位	経済思想史	3 単 位
地域統合論		経済理論史	
貨幣・金融史		イスラーム世界論	
グローバル政治経済学			
国際関係論			
政策過程論			
国際金融論			
インド経済論			
銀行論			
現代中国経済			
現代ヨーロッパ経済論			
日本経済史			
東南アジア経済			

h. サステイナブルアグリビジネス&フードシステム

- 必修科目 2 単位：アグリビジネス実践演習及びフードシステム演習
- 専門科目 16 単位：(以下にモデルケースをあげる)
- 選択科目 4 単位：基本科目及び専門科目 (資料 4 参照)
- 必修科目 8 単位：専門研究科目
- 合計 30 単位

このプログラムは 6 次産業を視野に入れているため農業・工業・商業と多岐にわたる。そのため副プログラムも複数のプログラムから選択することが望ましいケースである (クロスオーバー・パターン 3)。

モデルケース：一般企業及び政府地方自治体等の官公庁における高度専門職を目指す。

主プログラム		副プログラム	
地域資源論	9 単 位	ビジネスモデル	7 単 位
生活環境デザイン論A		環境政策	
農業経済学		地域産業論	
アグリビジネス論		原価計算論	
協同組合論		環境法	
グローバル・アグリビジネス		経営戦略	
都市・農村共生論		マーケティング論	
農工商連携・六次産業化			
フード・サプライチェーン・マーケット			

なお、これらのモデルケースは修了要件における専門科目の単位数下限である合計 16 単位をもとに示した履修モデルである。主プログラムや副プログラムの科目は上記で示す以上に各プログラムで履修可能である。

経済学研究科全体のカリキュラム・ツリー

	<p>DP1：高度な専門性と研究力</p> <p>①異なる専門分野にも能動的に接することで見識を広め、多様な視点から課題を捉えることができる</p> <p>②専門分野の理論・見識と学問的方法により、課題を分析し解決することができる</p>	<p>DP2：協働性と倫理性</p> <p>①多様な主体と協力して主体的かつ実践的に課題解決を図ることと新たな社会を切り開いていくことができる</p> <p>②専門知識を持つものとしての倫理観に基づいて判断し行動できる</p>	<p>DP3：地域への関心とグローバル視点</p> <p>①急速に変化する国内外の社会や地域の問題に対応することができる</p>	<p>DP4：研究成果の発信</p> <p>①創造的な解決に至った成果を正確かつ論理的に記述し、その意義を他者に対して平易に表現することができる</p>
2年	<p>4Q</p> <p>3Q</p> <p>2Q</p> <p>1Q</p>	<p>専門応用科目 DP1①・②/DP2② E60000000</p> <p>専門基礎科目 DP1①・②/DP2② E50000000</p>	<p>DP2①/DP3① E60000000</p>	<p>修了研究 DP2①/4① E603000Z0</p> <p>専門研究Ⅱ DP2①/4① E502000Z0</p> <p>専門研究Ⅰ DP2①/4① E501000Z0</p>
1年	<p>4Q</p> <p>3Q</p> <p>2Q</p> <p>1Q</p>	<p>共通科目 DP1①/DP2② E500002ZJ</p> <p>一般科目 DP1② E500002ZJ</p>		
	基本科目	専門科目 プログラム科目	実践演習科目	専門研究科目

エネルギーアナリティクス&政策(主)/イスラム金融・経済学(副)カリキュラム・ツリー

	<p>DP1：高度な専門性と研究力</p> <p>①異なる専門分野にも能動的に接することで見識を広め、多様な視点から課題を捉えることができる</p> <p>②専門分野の理論・見識と学問的方法により、課題を分析し解決することができる</p>	<p>DP2：協働性と倫理性</p> <p>①多様な主体と協力して主体的かつ実践的に課題解決を図ることができ て新たな社会を切り開いていくことができる</p> <p>②専門知識を持つものとしての倫理観に基づいて判断し行動できる</p>	<p>DP3：地域への関心とグローバル視点</p> <p>①急速に変化する国内外の社会や地域の課題に対応することができる</p>	<p>DP4：研究成果の発信</p> <p>①創造的な解決に至った成果を正確かつ論理的に記述し、その意義を他者に対して平易に表現することができる</p>								
4Q	<p style="text-align: center;">専門応用科目 (DP1①・②/DP2②)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> エネルギーとデジタル戦略 E638001E E638001EJ </td> <td style="width: 25%;"> エネルギーと環境政策 E616001E </td> <td style="width: 25%;"> エネルギー経済史 E638001EJ </td> <td style="width: 25%;"> エネルギー経済学 E638002EJ </td> </tr> <tr> <td> エネルギーとデジタル戦略 E638001EJ </td> <td> 国際経済学 E638001EJ </td> <td> Islamic Capital Markets(2) E638002EE </td> <td> 経済地理学 E634002EJ </td> </tr> </table>				エネルギーとデジタル戦略 E638001E E638001EJ	エネルギーと環境政策 E616001E	エネルギー経済史 E638001EJ	エネルギー経済学 E638002EJ	エネルギーとデジタル戦略 E638001EJ	国際経済学 E638001EJ	Islamic Capital Markets(2) E638002EE	経済地理学 E634002EJ
エネルギーとデジタル戦略 E638001E E638001EJ	エネルギーと環境政策 E616001E	エネルギー経済史 E638001EJ	エネルギー経済学 E638002EJ									
エネルギーとデジタル戦略 E638001EJ	国際経済学 E638001EJ	Islamic Capital Markets(2) E638002EE	経済地理学 E634002EJ									
3Q	<p style="text-align: center;">専門基礎科目 (DP1①・②/DP2②)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> 契約理論 E538001EJ </td> <td style="width: 25%;"> 産業組織論 E538001EJ </td> <td style="width: 25%;"> Islamic Law of Transactions E538002EE </td> <td style="width: 25%;"> 財政学 E538002EJ </td> </tr> <tr> <td> ゲーム理論 E538001EJ </td> <td> エコノメトリクス E538001EJ </td> <td> Islamic Political Economy(2) E538002EE </td> <td></td> </tr> </table>				契約理論 E538001EJ	産業組織論 E538001EJ	Islamic Law of Transactions E538002EE	財政学 E538002EJ	ゲーム理論 E538001EJ	エコノメトリクス E538001EJ	Islamic Political Economy(2) E538002EE	
契約理論 E538001EJ	産業組織論 E538001EJ	Islamic Law of Transactions E538002EE	財政学 E538002EJ									
ゲーム理論 E538001EJ	エコノメトリクス E538001EJ	Islamic Political Economy(2) E538002EE										
2Q	<p style="text-align: center;">専門応用科目 (DP1①・②/DP2②)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> エネルギーとデジタル戦略 E638001EJ </td> <td style="width: 25%;"> エネルギーと環境政策 E616001E </td> <td style="width: 25%;"> エネルギー経済学 E638002EJ </td> <td style="width: 25%;"> エネルギー市場演習 E638000EJ </td> </tr> </table>				エネルギーとデジタル戦略 E638001EJ	エネルギーと環境政策 E616001E	エネルギー経済学 E638002EJ	エネルギー市場演習 E638000EJ				
エネルギーとデジタル戦略 E638001EJ	エネルギーと環境政策 E616001E	エネルギー経済学 E638002EJ	エネルギー市場演習 E638000EJ									
1Q	<p style="text-align: center;">専門基礎科目 (DP1①・②/DP2②)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> 契約理論 E538001EJ </td> <td style="width: 25%;"> 産業組織論 E538001EJ </td> <td style="width: 25%;"> Islamic Law of Transactions E538002EE </td> <td style="width: 25%;"> 財政学 E538002EJ </td> </tr> <tr> <td> ゲーム理論 E538001EJ </td> <td> エコノメトリクス E538001EJ </td> <td> Islamic Political Economy(2) E538002EE </td> <td></td> </tr> </table>				契約理論 E538001EJ	産業組織論 E538001EJ	Islamic Law of Transactions E538002EE	財政学 E538002EJ	ゲーム理論 E538001EJ	エコノメトリクス E538001EJ	Islamic Political Economy(2) E538002EE	
契約理論 E538001EJ	産業組織論 E538001EJ	Islamic Law of Transactions E538002EE	財政学 E538002EJ									
ゲーム理論 E538001EJ	エコノメトリクス E538001EJ	Islamic Political Economy(2) E538002EE										
4Q	<p style="text-align: center;">実践演習科目 (DP2①/DP3①)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ </td> <td style="width: 25%;"> エネルギー市場演習 E638000EJ </td> <td style="width: 25%;"> 修了研究 (DP2①/4①) E603000ZX </td> <td style="width: 25%;"> 専門研究 I (DP2①/4①) E501000ZX </td> </tr> </table>				エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ	エネルギー市場演習 E638000EJ	修了研究 (DP2①/4①) E603000ZX	専門研究 I (DP2①/4①) E501000ZX				
エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ	エネルギー市場演習 E638000EJ	修了研究 (DP2①/4①) E603000ZX	専門研究 I (DP2①/4①) E501000ZX									
3Q	<p style="text-align: center;">実践演習科目 (DP2①/4①)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> 専門研究 II (DP2①/4①) E502000ZX </td> <td style="width: 25%;"> 専門演習 I (DP2①/4①) E501000ZX </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 実践演習科目 専門研究科目 </td> </tr> </table>				専門研究 II (DP2①/4①) E502000ZX	専門演習 I (DP2①/4①) E501000ZX	実践演習科目 専門研究科目					
専門研究 II (DP2①/4①) E502000ZX	専門演習 I (DP2①/4①) E501000ZX	実践演習科目 専門研究科目										
2Q	<p style="text-align: center;">実践演習科目 (DP2①/4①)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ </td> <td style="width: 25%;"> エネルギー市場演習 E638000EJ </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 実践演習科目 専門研究科目 </td> </tr> </table>				エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ	エネルギー市場演習 E638000EJ	実践演習科目 専門研究科目					
エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ	エネルギー市場演習 E638000EJ	実践演習科目 専門研究科目										
1Q	<p style="text-align: center;">実践演習科目 (DP2①/4①)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ </td> <td style="width: 25%;"> エネルギー市場演習 E638000EJ </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 実践演習科目 専門研究科目 </td> </tr> </table>				エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ	エネルギー市場演習 E638000EJ	実践演習科目 専門研究科目					
エネルギーアナリティクス実践演習 E638000EJ	エネルギー市場演習 E638000EJ	実践演習科目 専門研究科目										
1年	<p style="text-align: center;">基本科目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> 共通科目 DP1①/DP2② E500002ZJ </td> <td style="width: 25%;"> 一般科目 DP1② E512002ZJ </td> <td style="width: 25%;"> イスラム金融・経済学 </td> <td style="width: 25%;"> その他 </td> </tr> </table>				共通科目 DP1①/DP2② E500002ZJ	一般科目 DP1② E512002ZJ	イスラム金融・経済学	その他				
共通科目 DP1①/DP2② E500002ZJ	一般科目 DP1② E512002ZJ	イスラム金融・経済学	その他									

資料3：オープンエデュケーションのイメージ



資料 4 : 経済学研究科所属以外の授業担当者

科目区分		授業科目の名称	単位数		授業形態			科目提供専攻・部門	
			必修	選択	講義	演習	実験・実習		
基本 科目	共通科目	AI入門		1	○			データ・インテリジェンス教育研究部門	
	一般科目	実践的データマイニング I		2		○		データ関連人材育成関西地区コンソーシアム	
		Pythonを用いたデータマイニング入門 1		1	○			システム工学研究科	
専門 科目	専門 基礎 科目	地域環境計画論A		1	○			システム工学研究科	
		地域資源論		1	○			観光学研究科	
		生活環境デザイン論A		1	○			システム工学研究科	
		農業経済学		1	○			食農総合研究教育センター	
	プログラム 科目群	専門 応用 科目	サービスマネジメント論		1	○			観光学研究科
			観光政策		1	○			観光学研究科
			都市政策		1	○			システム工学研究科
			人間・環境関係論A		1	○			システム工学研究科
			防災論		1	○			災害科学・レジリエンス共創センター
			アグリビジネス論		1	○			食農総合研究教育センター
			協同組合論		1	○			食農総合研究教育センター
			グローバル・アグリビジネス		1	○			食農総合研究教育センター
			都市・農村共生論		1	○			観光学研究科
			フード・サプライチェーン・マーケット		1	○			食農総合研究教育センター
実践演習科目	アグリビジネス実践演習		1		○		食農総合研究教育センター		

資料5：「専門基礎科目」と「専門応用科目」の一覧

専門科目の中にも，基礎的な素養を涵養すること，また，体系的な履修を薦めることを目的として，「専門基礎科目」と「専門応用科目」の2区分を設けて履修指導を行う。

a. エネルギー・アナリティクス&政策

専門基礎科目	マクロ経済学
	ミクロ経済学
	エコノメトリクス
	ゲーム理論
	契約理論
	産業組織論

専門応用科目	エネルギーと環境政策
	エネルギー経済史
	国際経済学
	タイムシリーズアナリシス
	エネルギーとデジタル戦略

b. イスラム金融・経済学

専門基礎科目	Islamic Political Economy(2)
	Islamic Law of Transactions
	ファイナンス
	コーポレート・ファイナンス
	経済思想史
	経済理論史

専門応用科目	Islamic Capital Markets(2)
	イスラーム経済学
	イスラーム金融・銀行
	イスラーム世界論

c. 都市ビジネスデザイン

専門基礎科目	オペレーションズリサーチ
	企業倫理
	経営学史
	経営情報システム
	ビジネスモデル

専門応用科目	シェアリングエコノミー
	エリアマネジメント
	スタートアップ論
	観光と地域活性化
	サービスマネジメント論

d. 都市・地域と交通

専門基礎科目	経済立地論
	地域環境計画論A
	労働経済論
	環境政策
	財政学

専門応用科目	観光政策
	経済地理学
	公益事業論
	交通政策
	社会政策
	地域産業論
	地域福祉論
	社会福祉法制
	地方財政論
	中心市街地活性化
	都市政策
	人間・環境関係論A
	防災論

e. 会計・税法・企業コンサルティング

専門基礎科目	会計学原理
	簿記原理
	財務会計論
	管理会計論
	原価計算論
	監査論
	消費税法(2)

専門応用科目	比較会計論
	会計史
	財務諸表論
	経営分析
	所得税法(2)
	法人税法(2)
	環境法
	企業組織法

f. グローバルビジネスマネジメント

専門基礎科目	経営管理
	経営戦略
	人的資源管理
	マーケティング論

専門応用科目	イノベーション・マネジメント
	グローバル・マネジメント
	サービス・イノベーション
	組織開発
	グローバルビジネスマネジメント
	グローバルサプライチェーンマネジメント

g. グローバル政治経済

専門基礎科目	経済史
	経営史
	開発経済学
	地域統合論
	貨幣・金融史
	グローバル政治経済学
	国際関係論
	政策過程論
	国際金融論

専門応用科目	イギリス経済論
	インド経済論
	銀行論
	現代中国経済
	現代ヨーロッパ経済論
	国際金融史
	通商政策
	日本経済史
	国際金融機関論
	東南アジア経済

h. サステイナブルアグリビジネス&フードシステム

専門基礎科目	地域資源論
	生活環境デザイン論A
	農業経済学

専門応用科目	アグリビジネス論
	協同組合論
	グローバル・アグリビジネス
	都市・農村共生論
	農工商連携・六次産業化
フード・サプライチェーン・マーケット	

資料 6 : 国立大学法人和歌山大学教職員就業規則

国立大学法人和歌山大学教職員就業規則

制 定 平成 1 6 年 4 月 1 日

法人和歌山大学規程第 2 2 号

最終改正 令和 2 年 3 月 2 7 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号。以下「労基法」という。）第 8 9 条の規定により、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）に勤務する教員、職員及び附属学校教員（以下「教職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 臨時職員の就業については、本学臨時職員就業規則の定めるところによる。
- 3 外国人教師の就業については、本学外国人教師雇用規程の定めるところによる。
- 4 再雇用教職員の就業については、本学教職員再雇用規程の定めるところによる。
- 5 特任教員の就業については、本学特任教員雇用規程の定めるところによる。
- 6 特任教諭の就業については、本学特任教諭雇用規程の定めるところによる。
- 7 特任職員の就業については、本学特任職員雇用規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、本学の教職員に適用する。

- 2 この規則において教員とは、国立大学法人和歌山大学教職員の定員等に関する規程（以下「定員規程」という。）第 2 条で定められた教員定員に基づいて採用される者をいう。
- 3 この規則において職員とは、定員規程第 3 条で定められた職員定員に基づいて採用される者をいう。
- 4 この規則において附属学校教員（以下「附属教員」という。）とは、定員規程第 4 条で定められた附属学校教員定員に基づいて採用される者をいう。

(法令との関係)

第3条 教職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成12年法律第112号。以下「国大法」という。）その他の法令の定めるところによる。

第2章 採用及び異動等

第1節 採用

（採用方法）

第4条 教職員として採用されることを希望する者は、つぎの書類を提出しなければならない。

- （1） 履歴書
- （2） その他、本学が必要と認める書類

2 教職員の採用は、次の各号により、学長が決定する。

- （1） 教員の採用は、本学教員選考基準により、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会（以下「教員組織運営委員会」という。）の議に基づいて行う。
- （2） 附属教員の採用は、選考により行う。
- （3） 職員の採用は、国立大学法人等職員統一採用試験の結果に基づいて行う。ただし、採用しようとする職の性質により、同試験によることが適当でないと認める場合は、この限りではない。

（任期）

第5条 採用しようとする教職員に任期を設ける場合は、本学教職員の任期に関する規程の定めるところによる。

（勤務条件の明示）

第6条 教職員の採用に際しては、採用をしようとする教職員に対して、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付する。

- （1） 給与に関する事項
- （2） 勤務の場所及び従事する業務に関する事項
- （3） 任期及び再任に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻，所定勤務時間を超える勤務の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(赴任)

第7条 採用された教職員は，直ちに赴任しなければならない。ただし，住居の移転を伴う等やむを得ない事由があると本学が認めるときは，採用の日から1週間以内に赴任するものとする。

(提出書類)

第8条 教職員に採用された者は，赴任後速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 住民票記載事項の証明書

(3) その他本学が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じた場合は，その都度速やかに，これを届け出なければならない。

(試用期間)

第9条 教職員として採用された日から6か月間（附属教員にあつては1年）は，試用期間とする。ただし，職務の遂行に十分な経歴を有する者に対しては，この限りでない。

2 試用期間中の教職員が次の各号の一に該当する場合には，これを解雇し，又は試用期間満了時に本採用しない。

(1) 勤務成績が不良なとき

(2) 心身に故障があるとき

(3) その他教職員としての適格性を欠くとき

3 試用期間は勤続期間に通算する。

第2節 評価

(勤務評定)

第10条 教職員の勤務成績について、評定を行う。

2 教員の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議に基づいて行う。

第3節 昇任

(昇任)

第11条 教職員の昇任は選考による。

2 第1項の職員の選考は、能力の総合的な評価により行う。

3 第1項の教員の選考は、本学教員選考基準により、教員組織運営委員会の議に基づき、学長が決定する。

第4節 異動

(異動)

第12条 教職員は、業務上の都合により配置換、兼務又は出向(以下「異動」という)を命ぜられることがある。

2 異動を命ぜられた教職員は、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。

3 出向を命ぜられた教職員の取扱いについては、本学教職員在籍出向規程の定めるところによる。

4 教員に対して、その意に反して異動を命じる場合には、教育研究評議会の審査の結果に基づいて行う。

5 前項の教育研究評議会の審査は、本学教育研究評議会人事審査規程の定めるところによる。

第5節 休職

(休職の事由)

第13条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、休職とする。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を必要とするとき

- (2) 刑事事件に関して起訴されたとき
 - (3) 水難、火災、その他の災害により、生死不明または所在不明となったとき
 - (4) 教員が、学校、研究所、病院等において、その教員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するため職務を遂行できないとき
 - (5) 教員が、研究成果活用企業の役員等を兼業するため職務を遂行できないとき
 - (6) わが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて教職員を派遣するとき
 - (7) その他特別の事由があるとき
- 2 第9条に規定する試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第14条 前条第1項に係る休職（第2号を除く。）の期間は、3年（第4号、第5号及び第6号にあっては5年）を超えることができない。

- 2 前条第1項第1号に係る附属教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満2年とする。ただし、特に必要があると認められるときは、満3年まで延長することができる。
- 3 前条第1項に係る休職（第2号を除く。）の期間が3年（第4号、第5号及び第6号にあっては5年）に満たない場合においては、休職した日から引続き3年（第4号、第5号及び第6号にあっては5年）を超えない範囲内において、これを更新することができる。ただし、休職の期間は、定年による退職の日（任期の定めのある教職員にあっては、任期の最終日）を超えることができない。
- 4 教員が、心身の故障のため長期の休養を要するときの休職の期間については、個々の場合について、教育研究評議会の議に基づいて定める。
- 5 前条第1項第2号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは2年とし、定年による退職の日（任期の定めのある教職員にあっては、任期の最終日）を超えることができない。
- 6 前条第1項第1号に係る事由により休職した教職員が、復職した日以後1年以内に、当該休職の原因となった疾病と同一の疾病または同一の疾病に起因すると認められる疾病により再度休職する場合の当該休職の期間は、大学が特に認めた場合を除き、復職前の休職の期間に通算するものとする。

(休職の手続)

第15条 教職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を交付して行う。ただし、教職員から同意書の提出があった場合は、この限りでない。

(病気休職の手続き)

第15条の2 第13条第1項第1号の規定による休職、当該休職期間の更新及び当該休職からの復職は、医師の診断の結果に基づき、本学の産業医又は本学が指定する医師の判断により行うものとする。

(休職中の身分)

第16条 休職者は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

第17条 休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。

- 2 休職事由が消滅したときは、速やかに復職させる。
- 3 第1項及び第2項により、休職前の職場に復帰させることが困難又は不適當な場合は、他の職務に従事させることがある。

第3章 服務規律

(服務上の義務)

第18条 教職員は、大学と職務の公共性を自覚し、その信用と名誉を守らなければならない。

- 2 教職員は、誠実に職務に専念し、職場の秩序を維持しなければならない。
- 3 教職員は、法令及びこの規則を遵守し、上司の指揮命令に従わなければならない。
- 4 教職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(職務倫理)

第19条 教職員の職務倫理については、本学職務倫理規程の定めるところによる。

(ハラスメントの防止)

第20条 ハラスメントの防止については、本学ハラスメント防止規程の定めるところによる。

(兼業)

第21条 教職員の兼業については、本学教職員の兼業に関する規程の定めるところによる。

第4章 勤務時間及び休暇等

(勤務時間及び休暇等)

第22条 教職員の勤務時間及び休暇等については、本学教職員勤務時間及び休暇等規程の定めるところによる。

第5章 出張及び研修

(出張)

第23条 教職員は出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた教職員は、帰任後すみやかに出張先での業務内容を報告しなければならない。

(旅費)

第24条 前条の出張に要する旅費については、本学旅費規程の定めるところによる。

(研修)

第25条 教職員は研修を命ぜられることがある。

2 附属教員については、その在職期間（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師としての全ての期間を通算したもの。）が10年を経た者に対して、研修を行う。

(研修の機会)

第26条 教員及び附属教員は絶えず研究と修養に努めなければならない、そのために必要な研修を受ける機会が与えられる。

2 教員及び附属教員は、業務に支障のない限り、学部長（本学附属機関等の教員にあつては当該附属機関等の長、附属教員にあつては附属学校長）の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

- 3 教員及び附属教員は、本学の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を行うことができる。

第6章 安全衛生

(遵守義務)

第27条 教職員の安全衛生の確保及び改善、並びに快適な職場の形成のために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教職員は、安全衛生に関する法令及び本学安全衛生管理規則を遵守し、協力して労働災害の防止に努めなければならない。

(健康診断)

第28条 教職員に対して、毎年1回、定期的に健康診断を行う。

- 2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する教職員に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。
- 3 教職員は前2項の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。
- 4 第1項及び第2項の健康診断の結果、必要と認める場合には、勤務時間の短縮、配置換えその他健康保持に必要な措置を命ずることがある。
- 5 教職員は、正当な理由がない限り、前項の措置を拒むことができない。

(安全衛生教育)

第29条 教職員に対して、必要に応じて、安全衛生に関する教育、訓練を行う。

- 2 教職員は前項の教育、訓練を受けなければならない。

(就業禁止)

第30条 教職員は、自己、同居人又は近隣の者が伝染病にかかるか、その疑いがある場合には、直ちに上司に届け出てその指示に従わなければならない。

- 2 教職員、その同居人又は近隣の者が伝染病にかかるか、その疑いがある場合、当該教職員に就業の禁止を命ずることができる。

(災害補償)

第31条 教職員が業務上又は通勤途上における災害を受けた場合（負傷，疾病，障害又は死亡をいう）は，労基法及び労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）の定めるところにより，災害補償を行う。

2 前項の災害補償に加えて，本学が独自に行う災害補償については，本学災害補償規程の定めるところによる。

第7章 母性保護

(母性保護)

第32条 妊娠中ないし産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦」という。）は，危険あるいは有害な業務に就かせない。

2 妊産婦が請求した場合には，その者の業務を軽減し，又は他の軽易な業務に就かせる。

3 妊産婦の勤務時間及び休暇等については，本学勤務時間及び休暇等規程の定めるところによる。

第8章 給与

(給与)

第33条 教職員の給与については，本学教職員給与規程の定めるところによる。ただし，別に定めのある教職員については本学教職員年俸制給与規程の定めるところによる。

第9章 定年，退職及び解雇等

(定年)

第34条 職員及び附属教員の定年は満60歳とし，教員の定年は満65歳とする。

2 定年による退職の日は，定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(退職)

第35条 前条に定めるもののほか、教職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 退職を願い出たとき
- (2) 期間を定めて雇用をされている者が、その期間を満了したとき
- (3) 死亡したとき

2 前項第1号の退職の願い出は、退職の日の2週間前までに行うものとする。

(解雇等)

第36条 教職員が次の各号の一に該当し、かつ雇用を継続しがたい場合は、解雇する。ただし、雇用を継続しうる場合には、降任にとどめることがある。

- (1) 勤務成績が不良であるか能力不足が著しく、改善の見込みがない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合
- (3) 第14条に定める休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅しない場合
- (4) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (5) 定員又は予算の減少等やむをえない事情がある場合

(解雇等の手続)

第37条 教職員を解雇又は降任する場合には、事由を記載した説明書を事前に交付して行う。

2 解雇する場合、説明書の交付は、解雇の30日前までに行う。

3 職員及び附属教員から請求があった場合には、役員会で陳述の機会を与える。

4 教員をその意志に反して解雇又は降任する場合には、教育研究評議会の審査の結果に基づいて行う。

5 前項の教育研究評議会の審査は、本学教育研究評議会人事審査規程の定めるところによる。

(解雇制限)

第38条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合、又は労基法19条2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 労基法第65条に規定された休業期間及びその後30日間

(退職後の責務)

第39条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第40条 退職する者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求する場合には、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次に掲げる事項のうち、請求を受けた事項とする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) その事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

第10章 退職手当

第41条 教職員の退職手当については、本学教職員退職手当規程の定めるところによる。ただし、第33条ただし書きが適用される教職員については個別規程の定めるところによる。

第11章 表彰

(表彰)

第42条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、表彰する。

(1) 本学の名誉又は業務成績の向上に多大の功労があったとき

(2) 災害又は事故等の防止、非常事態への対応において、特別の功労があったとき

- (3) 永年にわたり本学に勤続し、本学永年勤続者表彰規程に該当するとき
- (4) その他、教職員の模範として推奨すべき功績があったとき

第12章 懲戒

(懲戒の事由)

第43条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒することができる。

- (1) 第18条で定める服務上の義務又はこれに基づく命令に違反したとき
- (2) 法令又はこの規則等に違反したとき
- (3) 教職員としてふさわしくない非行のあったとき
- (4) その他、故意又は重大な過失により、本学に損害を与えたとき
- (5) 重大な経歴詐称又は虚偽申告をしたとき

(懲戒の種類)

第44条 教職員が前条の各号の一に該当する場合は、その事由に応じ、以下の区分にしたがって懲戒を行う。

- (1) 戒告 始末書を提出させて、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させ、給与の一部を減額する。減額の幅は、1回の額が平均賃金の1日分の半額、もしくは総額が一賃金支払期における賃金の10分の1を越えない範囲とする。
- (3) 停職 始末書を提出させ、1年を限度として出勤を停止し、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を願い出ることを勧告し、これに応じない場合には懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。

2 第38条の規定は、前項第4号及び第5号に掲げる懲戒を行う場合に、準用する。

(自宅待機)

第44条の2 教職員に懲戒に該当する疑いがあるときは、懲戒が決定するまでの間、

当該教職員に自宅待機を命ずることができる。

(懲戒の手続)

第45条 教職員の懲戒の手続きについては、本学職員の懲戒の手続きに関する規程の定めるところによる。

(訓告等)

第46条 第44条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、注意、嚴重注意又は訓告を行う。

(損害賠償)

第47条 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた教職員に対しては、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条に基づく休職とされている教職員については、施行日以後も、第13条による承認が得られているものとする。また、施行日前日まで引き続く休職期間は、第14条に規定する期間に通算するものとする。
- 3 施行日において、現に在職する職員のうち、満60歳以上の者の定年は、第34条第1項の規定にかかわらず、63歳とする。
- 4 第43条の規定は、施行日前日までの国家公務員としての在職期間における行為に対しても適用する。また、国家公務員法第82条に基づく懲戒処分が施行日前日までに完結しない場合は、その処分は施行日以後も効力を有し、施行日前日までの懲戒処分の期間は施行日以後の期間に通算するものとする。

附 則（平成16. 8. 26一部改正：法人和歌山大学規程第320号）

この改正規則は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第475号）

この改正規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第565号）

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第716号）

この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第984号）

この改正規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1467号）

この改正規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1564号）

この改正規則は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1763号）

この改正規則は、平成28年3月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2041号）

この改正規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2118号）

- 1 この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則の施行日の前日から引き続く第13条第1項第1号に掲げる事由による休職の期間を有する職員の当該休職の期間は、改正後の第14条第6項に規定する復職前の休職の期間に算入しない。

附 則（令和元年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2205号）

この改正規則は、令和元年11月20日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2237号）

この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。



